

大手前通りの景色が変わります！

〈『みち』から『まち』を活性化〉

大手前通りにおいて、

全国で初めて歩行者利便増進道路指定を行いました。

〈これまでの大手前通り〉

車が走るための通り
人が歩くための通り
姫路城に行くための通り

+

〈これからの大手前通り〉

人がくつろぐ通り
行きたくなる通り
賑わいのある通り

歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度とは？

〈過去の考え方〉

交通機能重視
NO! 食事施設

規制緩和

〈制度を使えば〉

まちに賑わいを
OK! オープンカフェ

道路も

『ニューノーマル[※]』の時代へ

※ニューノーマル:新しい生活様式

かるやかに
HOKO
MACHI



大手前通りにおける社会実験「ミチミチ」の様子 (R元.11)

大手前通り（十二所線以北）再整備事業

昭和

- ・昭和30年2月 大手前通りの完成
延長：850m、幅員：50m 歩道幅：約6.0m
- ・昭和63年3月 シンボルロード整備事業
側道を廃止、広幅員歩道（約14.6m）を整備



平成

- ・平成27年3月 トランジットモール完成
（駅前広場から十二所線以南の160m間）
公共交通機関と歩行者の通行のみに制限



令和

- ・令和2年3月 大手前通り（十二所前線以北）再整備工事完成
・コンセプト：「歩いて楽しい、大好きなお城への道」
休憩してくつろげる滞在スペースとしてウッドデッキ、ベンチを設置
歩道を賑わいの核となる空間となるように整備

公共空間の利活用社会実験

【大手前通りの魅力向上プロジェクト】

- ・民間を主体とした歩道利活用の取組
- ・将来ビジョンを実現するための長期プロセス
- ・実証社会実験『ミチミチ』を令和元年度から実施



大手前通りにおける実証社会実験「ミチミチ」の様子（R元.11）

（参考）ウォークブル推進事業

目的

「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成

- ・中心部での目的地の選択多様性の創出と回遊によるエリア価値の向上
- ・安全に歩ける歩行空間の確保による外出意欲の向上
- ・歩行主体の生活の促進による健康寿命の延伸

区域 中心市街地（JR姫路駅北側概ね1kmの範囲）

目標の姿

- ・そぞろ歩きをしながら街を楽しむ人が増え、まちなかに賑わいが生まれる
- ・民間建物と公共空間が一体的に活用され、居心地の良い空間となる
- ・歩行機会や交流機会の増加で、フレイル予防となる



歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）の指定について

道路法の改正（R2.5.27公布、R2.11.25施行）により創設された“歩行者利便増進道路制度”を本市のシンボルロードである**大手前通り**において活用するため、全国で初めて歩行者利便増進道路の**指定**を行いました。

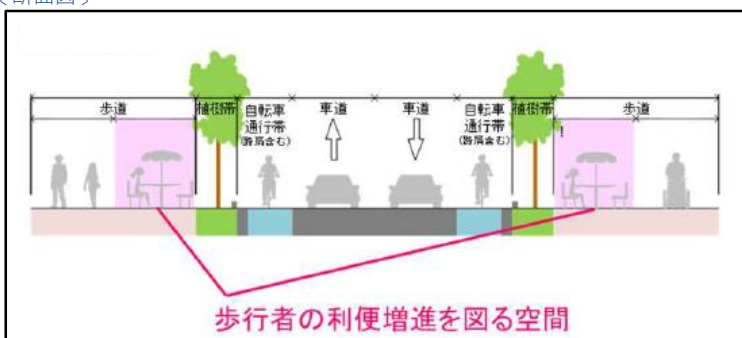
制度概要

(1) 目的

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ（**前提条件**）
シンボルロード、駅前通り、観光アクセスルートなどにおいて（**道路指定**）
歩行者の滞留空間を確保し（**誘導区域**）
公募により選定した事業者（**占用者**）が計画する利便を増進する施設等の設置
を必要に応じて認め（**最長20年の占用**）
賑わいのある道路空間を構築することが目的

〔空間利活用に関すること〕

〔断面図〕



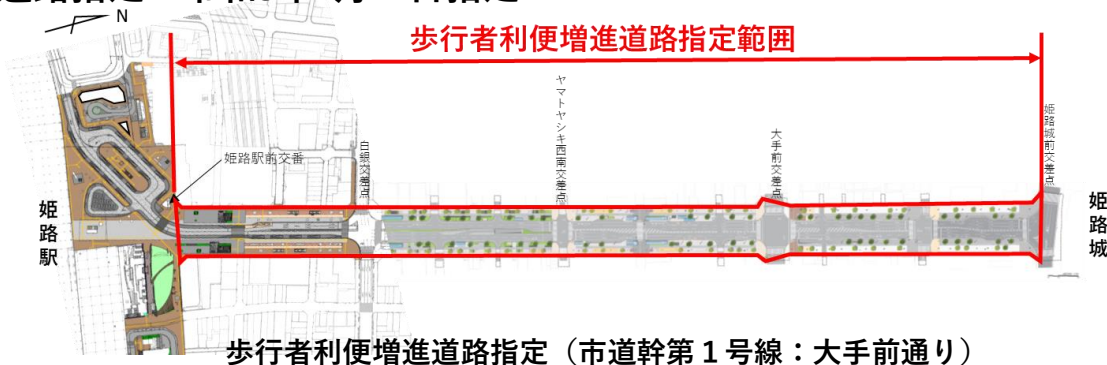
制度活用イメージ図（国土交通省HPより）

(2) 歩行者利便増進施設等

- ① 広告塔や看板など景観形成に寄与するもの
- ② ベンチや街灯などの工作物で利便増進に資するもの
- ③ 標識、旗ざお、幕など利便増進に資するもの
- ④ 食事施設、購買施設など利便増進に資するもの

本市の取り組み

(1) 道路指定：令和3年2月12日指定



(2) 今後について

【第1段階】令和2年度

- 歩行者利便増進道路指定
- 利便増進誘導区域指定

【第2段階】令和3年度

- 公募占用指針の策定
- 公募占用指針に基づく公募、審査選定

【第3段階】令和4年度～

- 道路占用許可
- 事業者による占用開始